

令和4年度 第1回府中市青少年問題協議会

議 事 録 (要 旨)

- 日 時 令和4年7月14日(木) 午後2時～午後3時10分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2・3会議室
- 出席委員 高野会長、遠田委員、前川委員、北島委員、中田委員、馬場委員、
栗田委員、大室委員、小澤委員、渡邊委員、堀井委員、菅原委員、
古川委員、石川委員、伊藤(仁)委員、伊藤(敏春)委員、新島委員、
矢崎委員、忍足委員、佐藤委員、一ノ瀬委員、古森委員、酒井委員
- 欠席委員 長畑委員、廻委員、石坂委員、露木委員、菅委員
- 代理出席 府中警察署 細谷生活安全課長
- 事務局 石川子ども家庭部長、宮崎児童青少年課長、福嶋児童青少年課長補佐、
井上青少年係長、福永健全育成担当主査、阿蘇事務職員
- 傍聴者 なし

資 料

1 会議資料

(1) 次第

(2) 令和4年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…府中市青少年問題協議会条例

資料2…府中市青少年健全育成通年・関連事業実施結果等

資料3…令和3年度青少年対策事業の参加状況

資料4…社会環境浄化活動について

令和4年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

(3) 席次表

2 参考資料

東京都多摩児童相談所相談概況等 (多摩児童相談所 矢崎委員提出資料)

次 第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について
- (2) 青少年対策地区委員会の活動状況について
- (3) 社会環境浄化活動について

3 情報交換

- (1) 府中市内の少年非行等の現状について
- (2) 児童相談の現状について
- (3) 児童・生徒の現状について

4 その他

5 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より

- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 新任委員の紹介
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配付資料の確認

等が行われた。

2 議題

(1) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について

【事務局より、会議資料2に基づき府中市青少年健全育成通年・関連事業実施結果等について説明】

お手元の会議資料3ページ、資料2をご覧ください。

こちらは本市関係団体の実施します令和3年度府中市青少年健全育成事業の実施結果を3ページから6ページまで、令和4年度の青少年健全育成実施予定事業を7ページから11ページに記載しているものでございます。

最初に3ページの令和3年度の青少年健全育成事業実施結果についてご説明します。表の左上から関連事業担当課等、事業内容、総事業数、実施事業数、参加人数、参加児童数に分かれています。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベ

ントなど、一部事業が中止となりましたが、講座や体験活動等、18の部署・団体におきまして、合計109の事業が実施されました。

参加人数につきましては、延べ29万2,941人という結果となっており、このうち、児童の参加人数は、延べ22万7,670人という結果となっております。

令和3年度の実施結果の特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、全体として事業の中止あるいは、縮小実施などの対応を行っているものが多くなっております。

令和2年度と比較いたしますと、実施事業数は33事業の増加、延べ参加人数につきましては約11万人の増加となっております。

事業実施数及び参加人数の増加につきましては、関係者の皆様のご理解、ご協力、創意工夫によりまして実施回数や参加人数を減らしながらも開催実施をする、あるいはオンライン形式での実施といった、感染対策をとりながら事業を展開できたところと捉えております。

続いて、6ページ目をご覧頂きたいと存じます。相談事業につきましては、子ども家庭部及び教育部合わせて、合計で現在7事業で推進しております。

令和3年度につきましては、合計3,459件の相談に対応しておりまして、児童生徒の保護者をはじめ、広く利用されている状況でございます。

令和2年度の相談件数の、合計3,195件と比較致しますと、子ども家庭支援センターでの相談が増加していることに伴いまして、200以上の増加となっております。

続いて、令和4年度の事業予定についてご説明申し上げます。

資料の7ページから11ページにかけまして、令和4年度に実施予定とされております各部署・団体の青少年関連事業及び通年事業を掲載しております。

今年度につきましても新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一部の事業については既に中止決定としたものもございます。

しかしながら、事業規模の縮小やオンライン形式での実施など、感染症対策を講じながら、事業の実施を図る予定としているものが多くなっているところでございます。

事務局といたしましては、令和4年度府中市青少年健全育成基本方針に基づきまして、関係各課をはじめ、関係機関、青少年対策地区委員会など地域の関係団体、学校等との連携をいたしまして、引き続き青少年事業を推進してまいりたいと思います。

府中市青少年健全育成事業の実施状況等についての説明は以上です。

【意見、質問はなし。了承】

(2) 青少年対策地区委員会の活動状況について

【伊藤委員より、会議資料3に基づき青少年対策地区委員会の活動状況について説明】

それでは、私から青少年対策地区委員会の活動状況について、ご説明させていただきます。

青少年対策地区委員会は、市内の各中学校を1単位として、現在11地区で641名の委員で活動しております。委員の構成は、学校、PTA、民生児童委員、保護司、自治会会員、青少年委員などからなっております。

活動内容は、大きく分けまして、環境浄化活動・非行防止活動・育成事業活動・啓発事業活動からなっております。

会議資料12ページからの資料3をご覧ください。

令和3年度の青少年対策事業を各11地区ごと表にしてあります。

やはり新型コロナウイルス感染症の影響から、多くの事業を中止判断としていますが、その中でも、各地区とも屋外での活動となる夜間パトロール、地域清掃活動、啓発広報活動等を実施しております。

また、各地区がそれぞれ検討して、感染症対策を講じた上で開催できる事業を実施した事業内容になっております。

これら青少対事業の令和3年度の参加人数についてですが、総数が8,876人で、うち児童数は5,053人の参加がありました。

本年度は、各地区で約2年間中止してきた各種イベントを再開して動き出しています。

今は、再び新型コロナウイルス感染者数が増えてきている状況にありますが、感染状況を踏まえ、今できる活動を検討した上で、徐々に活動を広げていきたいと考えております。また、今の季節は、コロナ対策と共に熱中症対策も踏まえた上での活動が求められています。熱中症対策につきましても、熱中症対策ガイドラインに則って、水分や塩分補給の徹底や開催時期を涼しい時期にずらす工夫等を各青少対地区において実施してまいります。

最後になりますが、今後とも青少対の活動に対するご理解・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【意見、質問はなし。了承】

(3) 社会環境浄化活動について

【事務局より、会議資料4社会環境浄化活動について説明】

事務局から、社会環境浄化活動について、ご説明申しあげます。お手元の会議資１７ページの資料４をご覧ください。府中市では、環境浄化活動として、資料に記載のとおり、本年度も積極的な取り組みを実施していく予定でございます。

１の「市内パトロール活動について」ですが、青少対では、青少年の非行防止、危険場所の発見等を目的として各種パトロールを実施しております。パトロールの実施方法は、パトロール員が姿を見せる「見せるパトロール」を重点に実施しております。令和２年度は、コロナ禍のため活動中止や縮小した関係で３４回とパトロール活動は減少しました。令和３年度は、感染状況を踏まえ、感染対策を講じながら、６１回のパトロール活動を実施いたしました。

本年度は、感染状況を踏まえつつ、青少年たちが開放的になるテスト期間終了後やお祭り等のイベント後を考慮し、パトロールの実施日、時間帯等の選定を行い、より効果的なパトロール方法にて実施しております。

本市の安全安心も、警察官によるパトロールのほか、こうした地域の方々の熱心なパトロール活動などに支えられて成り立っております。青少対の方をはじめとする市民、地域住民の方と共に青少年の社会環境浄化活動に取り組んでまいります。

次に２の「府中市青少年健全育成協力店制度について」ご説明します。この制度は、平成１５年９月よりコンビニエンスストア、書店の２業種にご協力いただき、始まった制度です。本年６月現在では、青少対の皆様のご協力のおかげもあり、コンビニエンスストア９７店舗、たばこ・酒店３５店舗、書店２店舗、ビデオ店１店舗、ゲーム店３店舗、カラオケ店２店舗、刃物類販売店１店舗、インターネットカフェ１店舗の合計１４２店舗のご理解ご協力を得て、事業を推進しております。協力店の数につきましては、昨年度と同数で推移しております。今年度も引き続き、市内の未加入のコンビニエンスストア、カラオケ店等の加入依頼活動等を、今月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に実施する予定です。

次のページの１８ページ、令和４年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間について」の資料をご覧ください。

内閣府では、毎年７月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として青少年の健全育成への取組みを集中して実施しております。今年度の最重点課題及び重点課題は、全６項目です。項目のみ読ませさせていただきます。

最重点課題 『ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止』

重点課題１ 有害環境への適切な対応

重点課題２ 薬物乱用対策の推進

重点課題３ 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

重点課題4 再非行（犯罪）の防止

重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

以上の合計6項目になっております。各機関との連携や青少対の皆様等のご協力を得まして、広く啓発をしていく予定でございます。以上で説明を終わります。

【意見、質問はなし。了承】

(4) 事前質問の紹介及び回答

【事務局より、事前質問の紹介及び回答について説明】

委員より、事前質問がありましたので、ご紹介させていただきます。

『5月の連休中の大國魂神社のお祭りで、神社内で飲食できなかったことから、けやき並木などで飲食し、ゴミの散乱や飲酒、タバコなど地元の方から心配な声を聞きました。市で情報を持っていたら教えてください。』

との質疑がございました。

質疑について、事務局より回答いたします。

大祭後のけやき並木通りのごみが散乱していたことにつきまして、市では重く受け止めております。

本年5月、大國魂神社で行われた、くらやみ祭につきましては、神社境内に露店が出店されたこともあり、市内外から多くの方が集まり、露店においては、新型コロナウイルス蔓延防止の取組として完全テイクアウトの呼び掛けを行い、また酒類の提供を行わない措置が取られておりましたが、コンビニエンスストアなどでの販売制限がない事もあり、けやき並木通りでの路上飲みなどの行為が増加したものと考えています。5月6日の朝に、市職員と地域の有志の方々のご協力によりけやき並木の清掃を実施いたしました。

イベント開催時のごみの処理につきましては、イベント主催者による処理を基本としておりますが、事前の準備、イベント等の開催時の対策、事後の対応について、主催者を含む関係者間での連携の必要性を認識いたしましたところ です。

イベント等において飲食物を提供する店舗を出店する場合は、イベント主催者に対し、出店者にごみの排出抑制を促すことや、適宜、ごみ箱又は資源回収箱を設置し、分別回収を徹底するなどの対策を求めています。

また、未成年による飲酒、喫煙等の青少年健全育成の観点につきましても、定期的にコンビニエンスストア等へ未成年にお酒やたばこを販売しないよう呼びかけ、青少年健全育成協力店を増やし、関係機関、団体と共に地域パトロールをするなど、未成年の環境浄化活動を推進していきたいと思 います。

3 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署 細谷生活安全課長より説明】

過去1年以内の府中市内の少年非行等についてご説明をさせていただきます。

まず少年の検挙状況についてでございます。統計上5月末とさせていただきますが、本年5月末の少年事件の検挙人員は6人ということで、前年同期比でマイナス4となっております。続きまして、補導人員についてですが、本年5月末では87人補導しておりまして前年比でプラス38人となっております。行為種別では、夜の11時、12時に夜中街中を歩いている深夜徘徊が83人。補導人員の87人中83人ということで全体の90%以上を深夜徘徊が占めている状況でございます。補導人員の増加要因として挙げられるのが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言、蔓延防止措置等の解除に伴いまして、自粛していた集客施設、通常営業の再開や各種イベント等がだいぶ緩和されたことが原因ではないかと考えております。また高校卒業を控えた少年たちが、卒業記念と称して深夜まで路上で騒いで補導されたケースもございました。

次に府中警察署から児童相談所へ通告した件数についてでございます。これも本年5月末時点ですが、92件ということで昨年同期比でプラス35件と大幅な増加となっております。通告件数はここ数年増加傾向にありまして、これは児童通告というものに対する地域住民の方々が児童虐待事案に関心を示している表れではないかと。結果、さまざまな所から通報が入るようになり、児童虐待事案の認知に繋がっているところです。やはり、警察ですと110番ですとか、直接府中警察署に有線連絡、また交番に訴え出があったりとか、そういったところで当署は認知している状況でございます。また少年相談につきましては、本年5月末現在35件受理しておりまして、昨年同期比でプラス5件。相談内容で一番多いのが家庭の問題で14件、次いで学校または職場関係、虐待関係がそれぞれ5件となっております。

次に東京都内の少年非行の特徴について申し上げますと、非行少年は平成22年から連続して減少していることが挙げられますが、その一方で大麻取締法違反で検挙される少年が、平成25年から9年連続で増加している状況であります。昨年東京都内で大麻取締法で検挙された少年は、170人で前年比プラス62人となっております。これは大麻が有害であり、危険性や依存性があるのにも関わらず、SNSでたばこより害が少ないなどといった誤った情報が流れているといったことが、要因の一つとして考えられます。府中警察署では市内の各学校において、薬物乱用防止教室を開き、大麻を始めとする違法薬物の危険性を子供たちに正確に伝え、違法薬物を使用してしまうと、自分の将来を台無しにしてしまうだけではなく、大切な家族も不幸にしてしまうことを教示してSNS

上で流布している情報の取り扱いについても注意喚起しておりまして、今後も薬物乱用防止に向けた対策を講じていきたいと思っております。

その他、府中署で取り扱った事案ですね。個人情報の兼ね合いがあるので詳細までは触れられませんが、私4月1日に着任して3か月ちょっとですが、さまざまな事案に対処しております。例えば子供の家出関係、行方不明関係ですけども、お母さんが朝10時くらいに仕事に行き、帰宅したら子どもがいない。お母さんは、近くにおじいちゃん、おばあちゃんの家があって、そこに行っているのだろうというように捉えて、子どもの所在については確認しませんでした。翌日になっておじいちゃんおばあちゃんの家へ電話したら、「いや来てないよ」ということで、「じゃあ家の子はどこ行ったんだろう」ということで、子どもの不在を認知して警察の方に通報したと。結局は、公園等で仮眠を取りながら友達の家で遊んだりしており、最終的には発見、保護したというような事案がありました。この他にも高校生の女子生徒がメイド喫茶でアルバイトして、ビジネスホテルを転々として、すぐ帰ってくるだろうと思ったらやはり帰ってこなくて、親から連絡があって、携帯電話の位置情報を取り、最終的に新宿で確保した事案。その他、お子さんが2人いて、そのお母さんとおばあちゃんの仲が悪くて、ちょっと精神的な疾患とかもあるのですが、家庭内で喧嘩して、そこに犬を飼っていたのですが、犬をゲージから離してしまっていて、そこかしこに犬の糞とか散乱している。そこに洗濯物が落ちて、糞の付いた洗濯物をおかあさんとおばあちゃんに投げあう。そんな所を子供が垣間見ている状況で、精神衛生上よくないということで児童通告するような事案がありました。

取扱った事案では、親が子供に対して関心が無かったりとか、子ども自身がパパ活を行っていたり、SNSの危険性について本人の認識が非常に薄い。いつ襲われて、色々なニュースとかで出ていますけれども、事件に巻きこまれて殺されるかもしれないと、そういった危険性の認識が非常に薄い。また、夫婦同士の喧嘩というのは日常110番、相談等で扱うのですが、非常に多い状況でございます。

今申し上げたとおり、こういった事案に対処しているのですが、我々が110番、交番への訴え出で認知する事案もあるのですが、事前に学校等々我々が知らない所で既に把握しているところもありますので、そういったところを、何かあってからでは遅いので、「こういった状況ありますよ」「こういった情報あります」というのを事前に警察の方へ教示していただければ、先手先手で対策を打てますので、引き続き警察業務にご協力ご理解よろしく申し上げます。

【意見、質問はなし。】

(2) 児童相談の現状について

【東京都多摩児童相談所矢崎委員より参考資料に基づき説明】

東京都及び当社の事業におきましてご理解ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りして心より御礼申し上げます。いつもありがとうございます。本日は児童相談所の業務内容、あるいは現状について、かいつまんでご説明させていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず資料2 ページ目、当所の管内の概況ということで、当所は府中市さんをはじめ、近接の5市を管轄しております。府中市さんだけでは無いんですね。府中市、調布市、多摩市、狛江市、稲城市の5市を管轄しております。人口規模としては約80万人です。現在都立の児相は都内に10か所ございます。児童相談所の設置基準としては厚労省の方で人口50万人に1か所とされておりますので、本来ですと都内には26か所くらい無いと十分な機能を果たせないのですが10か所しかない、という状況です。

当所は都立児相の中でも一番規模が小さい児童相談所でございます、それでも基準を30万人ほど上回る人口規模を管轄しているということになります。これまで都立児相はだいたい平均110万から120万くらいの規模を管轄している児相が多々ございました。平成28年度の児童福祉法の改正で、特別区でも児童相談所が設置できるようになりまして、都内でも令和2年度から今日までの間に、世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区と6自治体で開設がされています。その関係でそれまで都立は11児相あったのが、10児相に減っている状況です。ちなみに狛江市さんは、令和2年度に都立の世田谷児童相談所が廃止になりまして、区立児相ができましたので、当時、都立の世田谷児相が管轄していた狛江市さんが当所の管轄に組み込まれました。

ご承知のことかもしれませんが、児童相談所では、虐待通告が増加の一途をたどっております。資料8 ページ目、こちら3つ折れ線グラフが示されている資料をご覧くださいませでしょうか。少し見づらくかもしれませんが、傾向をご理解いただくための物なので、こちらの数値はお読み取りいただけても結構です。左から、相談種別、真ん中が虐待種別、そして通告先（通告元）別と書かれていますけれども、児童相談所に相談いただいた関係機関等別ということになります。

まず左の相談種別のグラフですね。一番上がすべての相談件数、障害の相談だとか、育成相談だとか、非行の相談など、すべての合計ですね。2番目の緑の線が虐待通告も含めた、養護相談で上から2番目の棒線です。3番目の紫色の線が虐待だけを拾い上げた数の棒線グラフです。ここで何がわかるかというと、児童相談所の相談件数を押し上げているのは、虐待案件だということが左のグラフでわかると思います。それ以外の相談種別についてはご覧いただいた

とおり下の方で、ほぼ横這いとなっているのがお分かりかと思います。

次に真ん中のグラフは、虐待の種別になります。ご存じの方も多いと思いますが、虐待というのは身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、4つに分かれているわけですが、1つだけ直角に近いベクトルを示している線があると思いますけど、これが心理的な虐待ですね。暴言を浴びせる、お前なんか生まなきゃよかったとか、直接そういう暴言だとか心理的ダメージを与える行為ですね。それ以外でも子供の前で夫婦喧嘩を行うとか、ひどいものとDVですとか、子供の面前で見せるというのも心理的虐待にカウントするのですけれども、こういう事案が含まれています。26年度あたりからぐっと増えているのがわかるかと思います。

最後の右のグラフですね。これが虐待通告元です。学校さんだとか、近隣近所、知人だとか、あるいは病院があるわけですが、これも真ん中のグラフと同じように1本だけ直角に近い増加を示している棒線があるかと思いますが、こちらが警察さんになるわけです。つまり平成20年度後半から急増している児童相談所の取扱件数を押し上げているのは警察さんからいただく通告で、その中でも心理的虐待が急増しているのがお分かりになるかと思います。ですので、児童相談所にとって、子供家庭支援センターさん同様、警察さんとの連携というのが今や切っても切れない必須のものになっているということになります。

青少対の方の活動の話を伺っているかぎり非行に関する活動かなと思います。それに関するものが6ページ目の円グラフ。これは当所の昨年度の相談受理件数を相談種別ごとにまとめたものになります。虐待の相談がいちばん多くて、56%1408件となっております。非行はというと左上、3%ということで。件数でいうと68件ということで虐待の1408件に比べると数的には少ないのですけれども、万引きだとか放火あるいは家庭内暴力とか、金銭持ち出し、家出をしてしまった、あるいは性加害行為そういった案件などが含まれています。その上には育成と書かれていますけれども、親御さんがお子さんの特性で子育てに非常に手を焼いているというものがあります。これが8%213件になっています。非行と育成相談というのは、かなりお子さんの特性としてはかぶるものも結構あります。学校現場でもそうかと思いますが、発達障害系のお子さんだとか、知的だとか、メンタル面に課題を抱えているお子さんがかなり含まれています。

いちばん手を焼くというかエネルギーを消耗するのは、自傷他害を伴うお子さんですね。自傷を伴うお子さんはお家でもみれませんか、警察さんなり学校さんを通じて児童相談所の方に来られるわけですが、基本的には児童相談所で一時保護することになるのですけれども、自傷他害のあるお子さんは一時保護所でも受けてくれない場合が多いのです。どうしても集団生活になる

ので、他のお子さんに悪い影響を与えることがあるということで、引き受けてもらえないことが時々あります。医療的に入院だとか医療のケアが必要だというお子さんについては、精神科の病棟だとかを持ってる病院さんをお願いすることがあるのですけれども、それもかなりハードルが高くて、即日受けてもらえないことがあります。そうするとどこも引き受け手がない、今晚どうしようかとなるのですけれども。ちょっと難しいからお家に帰そうというわけにはいかない。帰してしまえば、下手すれば殺されてしまうかもしれないし、刃傷沙汰になってしまうかもしれない。そういうような危険なことが起こりえますので、どうしても帰せないです。そうすると児童相談所の職員が、多摩児童相談所は一時保護所が併設されていませんので、職員の更衣室が畳敷きになっていますので、そこに職員が2名くらいの体制で一緒に泊まるというようなことが、打つ手がどうしてもないという時にはそういうような夜を過ごすということがあります。宿泊の設備が無いので、お子さんにもこうした夏の時期ですね、汗びしょびしょになっているお子さんにもシャワー浴びさせることもできないし、職員ももちろん宿泊するつもりで出勤していませんので、職員も一緒にお風呂入れない。体のにおいもついてしまうような形で夜を明けてそのまま朝から通常業務に入る、というような夜を過ごすことも稀にあります。この2年はなかったようだけれども、私は、令和元年、1年だけ課長代理という立場で多摩児相にいたのですけれども、その年は2日ほど私もお子さんと泊まったということがあります。ご存じの通り、児童相談所はソーシャルワークの機関ですので、自分たちだけの力で自前のサービスだけで全てが解決できるわけではないのです。子供を引き受けてくれるような資源がないと、相談業務自体ができないということになります。相談部門の職員も子供と一緒に泊まるという業務はありませんので、本来であればお子さんを引き受けていただける資源を見つけてお願いします、という所までが業務なのですけれども、なかなかそういう所がない場合にはそうせざるを得ないというのが現状です。

ちなみに今一時保護所の話をいたしました。児童相談所の自前で持っている相談所が都内に8か所ございます。8か所250名定員で、回しておりますけれども回っていませんね。8か所のうち2か所が当所の管内のお子さんを引き受けてもらうことが多い所なのですが、2か所のうち1か所は、定員の250%を超えている状況です。定員の2.5倍ですね。もう1か所は145%になっていました。この数字は例えれば、学校現場でいえば、30人教室に75人の児童生徒がひしめいているという状況で、これが生活の施設ですので、子供が2か月程度過ごすことになる生活の施設ですので、健全な生活環境を保証できない状態になっています。これが課題になっています。居室がいっぱいなので、廊下にベッドを置いて寝かせなければいけないという、まさに、戦場に私は行ったことはありませんけど、野戦病院化しているような状況でお子さんを保護しているという状

況です。

そういった形で、一時保護所だけではお子さんを保護しきれないということがございまして、乳児院だとか児童養護施設といった福祉施設にお願いをしたりだとか、里親さん、東京都の場合、養育家庭さんといいますけれど。養育家庭さんの方でなんとかお願いできませんかというような形でお願いする。めいっばい今ご協力していただいているわけですけど、保護していただける受け皿が全然足りていないというわけで、250%という数字に表れていると思います。

一時保護委託というのは法律上、どこどこの施設に委託してはいけないという規定は無いので、児童相談所が適当と認めるものということになっておりますので、時には私人、一般市民の方にもお願いすることがあります。今後は地域の皆さんにも、民生委員さんですとか、保護司会の皆さんにもご理解いただきまして、こうした一時的に、行き場を失っているお子さんたち、だけでも家庭に置いておけないお子さん達、そういったお子さんを安心して一時的に避難できる資源を、地域の皆様にもご理解いただいて拡充していかないといけないかなと思っております。

与えられた時間内で全てお話しすることできませんので、終わりにさせていただきますけど、児相の業務についてもっと知りたいという方がいらっしゃれば、できる限り私どもも地域の方々に理解者を増やしていきたいと思っておりますので、お応えしていきたいと思っております。令和元年度については、1年間多摩児相にいましたってお話ししたのですけれども、その年にこちらの第7地区の皆様にもお越しいただいて、ご説明させていただく機会を作らせていただきました。すべてのオーダーに応えられないかもしれませんが、ご縁がありましたらお声掛けいただければと思っております。長時間ありがとうございました。

【意見、質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【小学校校長会会長 忍足委員より小学校の現状を説明】

日頃より、青少対各地区委員会並びに関係機関におかれましては、子供たちの健全育成にご尽力をいただきますこと、厚く御礼申し上げます。

府中市内小学校の現在の状況について、ご報告します。

コロナ禍の3年目となる今年度の一学期は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら教育活動を進めてまいりました。また、今年は梅雨の時期が短く、熱中症の心配も例年以上にございました。屋外での活動や体育館での活動では、必ず熱中症計で暑さ指数(WBGT)を測定し、こまめな水分補給、マスクの着脱

等の熱中症対策を行いました。児童の安全と健康を第一に、感染症対策と熱中症対策の両方をその時々の情報に応じて、教育活動を行っています。

宿泊行事や学校行事も、実施方法や内容を検討しながら行いました。

宿泊行事では、5年生の従来の4泊5日のセカンドスクールが全校2泊3日（一部3泊4日）での実施になり、5月19日からスタートしています。八ヶ岳府中山荘でのセカンドスクールは今年度で終了となります。次年度から本格実施となる、長野県の茅野市や飯山市でのセカンドスクールに向け、モデル実施校を3校ずつにして実施しています。茅野市では、府中第一小学校と府中第九小学校、府中第十小学校が2泊3日で実施し、飯山市では、府中第四小学校と府中第八小学校が2泊3日、府中第六小学校が3泊4日で実施します。また、6年生の日光林間学校も新型コロナウイルス感染症が増加傾向ではありますが、現在のところ、予定通り夏休み中に2泊3日で実施することとなっています。

学校行事では、5月、6月に運動会を予定していた学校は、感染症対策と熱中症対策の両方を講じながら、実施しました。今年度は、保護者の方にも観戦していただけるよう、人数制限や実施内容等を各学校で工夫しながら行いました。また、水泳指導も、実施方法を変更して行うことができました。WBGTが危険区域に入ったために、暑すぎてプールには入れないという日もありました。学校によって運営方法は違いますが、1または2学級ごとでソーシャルディスタンスをとりながら水泳指導を行いました。学年全体で一斉にプールに入るときに比べると指導時間は短くなりましたが、一回に入る児童数が少なくなることと授業中に泳ぐ回数や距離は多くなり充実したものになったのではないかと感じています。昨年度は中止となった夏季休業中に行っている水泳も、今年度は児童が密にならないように工夫をしての実施となります。

学習においては、府中市 GIGA スクール構想のもと、昨年度、児童一人一台のタブレット端末が配備され、1年生から活用しています。タブレット端末の活用についての教員研修も併せて行っています。ネット環境も大幅に改善され、授業の中で日常的にタブレット端末が活用されています。家庭への持ち帰りも始まり、児童の家庭学習でも活用されています。また、デジタル連絡システムのスマート連絡帳も導入され、学校と保護者との連絡がデジタル化されました。従来連絡帳で欠席連絡を行っていたものが、スマートフォン等を活用した電子データでの送受信となり、利便性が高まりました。

これからも、小学校長会として情報を共有しながら足並みをそろえて取り組んでいこうと思っています。学校は、子供たちの健康安全を図りながら、学力の向上を図っていきます。今後とも、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

【意見、質問はなし】

【中学校校長会会長 佐藤委員より中学校の現状を説明】

皆様こんにちは、よろしくお願いいたします。コロナ渦ですが中学校では感染防止対策を十分に講じながら、教育活動を進めているところです。授業や宿泊行事、あるいは中学校で子どもたちが楽しみにしている部活動等についても、現状は平常に近い状態で実施を進めています。授業を中心とした各教育活動の中では、GIGA スクール構想の1人1台タブレットを効果的に活用し、学習を生徒たちは熱心に一生懸命進めているところです。全般的に中学校の生徒たちは、非常に落ち着いた中での生活を送っています。しかし3点ほど課題となっていることがありますので、このことについて簡単ではありますがお話しさせていただきますと思います。

まず1点目は不登校の問題についてです。さまざまな対策を講じて学校としてはいろいろな取り組みを行っているところですが、なかなか効果的な対応策が見つけられず改善を図ることができていない状況です。アンケート等の結果からも、原因としては学業の不振、学校内等でのいじめ、家庭内での問題、コロナ不安等が多いと認識しております。

2つ目は、SNSに関連するトラブルです。使い方によっては非常に便利なSNSですが、生徒としてはそんなに悪気は無い中での書き込みが、いじめの温床になってしまったり、気軽に不特定多数の人と繋がることによって、特に悪意を持った大人に繋がって、事件等に巻き込まれてしまうこと等について非常に心配をしております。このことについて、子どもたちには日頃から色々指導を行っているところですが、SNSに関連する事については非常に心配しています。

3つ目です。さきほど警察の方や児相の方からも報告がありました。言い方はちょっと良くないかもしれませんが、保護者や家庭の教育力が低下しているために、そのことに起因した子供の問題行動が発生しているのではないかと考えております。そのような中で特に専門機関にも多く協力していただきながら対応しているケースが、非常に増えてきております。

以上3点ですが、これからも府中市教育委員会や家庭・専門機関と連携を図りながら、組織的な対応で生徒の健全な成長を図っていきたいと思っております。引き続き皆様方のご協力ご支援を賜りたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【意見、質問はなし。】

【都立高校代表 一ノ瀬委員より高等学校の現状を説明】

皆さんこんにちは、日頃より皆様に都立高校の生徒の健全育成に賜り感謝申し上げます。本来ですと府中市内にある五校の都立高校で情報交換を行った上で発表していくところですが、コロナ禍ということで情報交換をする機会がありませんので、本校の話を中心に話をさせていただきます。

本校の概要からですが、資料に沿ってご説明させていただきます。

本校は、全日制課程に農業科、家庭科とあります。

農業科は3科あり、都市園芸科、緑地計画科、食品科学科。

家庭科は、服飾科、食物科の2科となっております。

定時制課程については、食品化学科、普通科の2科があります。

全日制の生徒数は、516名です。

定時制の生徒は、72名の生徒が学習しております。

今年度より都立高校は新学習指導要領の実施に伴い、スクールミッションというものを各校が公式に発表することとなっております。本校は、全日制課程については、人との繋がりを大切に地域社会に貢献する生徒、想像力を働かせ、意欲的に衣・食・住に係わる提案をする生徒、専門的な知識や技術を生かし、プロフェッショナルとして活躍する生徒を育成することをスクールミッションとしています。

定時制課程については、農業科と普通科相互の特色を生かした体験的な学習活動等を通して、将来の職業人として必要な基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、自ら学び、考え、課題を解決する生徒、本校の伝統と規律を重んじ、明るく、逞しく、思いやりがあり、社会の変化に主体的に対応する生徒を育成するとしています。このようなミッションを各都立高校で考え、発表するという構成で現在行っております。

学校の様子ですが、5月22日をもってリバウンド防止警戒期間は終了しましたが、都立高校は引き続き時差登校、健康観察、マスクの着用、手洗い、換気の徹底、黙食など、感染対策を徹底して継続した指導を行っております。生徒も対策を順守し、幸い本校では部活等も含めてクラスターも発生せずに、落ち着いた学校生活を送っております。

また、今年度入学した1年生から、一人一台端末が導入され、GIGAスクール構想の環境下での授業がスタートしました。Microsoft Teams を活用して、オンライン授業、課題配布、課題提出、生徒連絡、健康観察票の入力など単方向での情報のやり取りの他、一人一台端末を活用して、自分で調べた個人データをグループごとに共有し、パワーポイントで発表していく、協働的な学びも行われるようになりました。これは、今年度より実施されている新学習指導要領の改訂のねらいの一つである『主体的・対話的で深い学び』の視点に立った授

業改善にもつながり、質の高い新しい学びの形となっております。

特別活動においては、3年振りに学年ごとの遠足、または運動会、保護者の方へ公開することができませんでしたが、全校生徒が力を合わせて競技に組み、何年かぶりに校庭には歓喜が響きわたり、大いに盛り上がりました。やはり学校全体が一つになった達成感があり、行事の大切さを実感しました。

生活指導についてですが、都立高校は昨年度、教職員や生徒、保護者が話し合う機会をもつなどして、校則に関する自己点検を行いました。本校は、生徒会を中心に話し合いを行いまして、『ツブブロック』『高校生らしい』等の誤解を招く表現等もあり、一部ブラック校則等の言葉を報道で聞いたことがあるかと思いますが、本校については、そのような問題はありませんでした。今後は、生徒会を中心に生徒自身が主体的に校則や身嗜み、学校でのルール等を守ることを意識させて、社会参画意識を醸成して参りたいと考えております。

今後とも、府中市都立高校につきまして、府中市問題協議会皆様に、ご協力を頂ければと思います。

私の方から以上でございます。

【意見、質問はなし】

4 その他

府中市青少年インターネット利用状況調査 調査結果（概要）について、事務局より、説明がなされた。

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。